

消 防 災 第 2 3 4 号
平成16年11月29日

関係都府県防災主管課長 殿

総務省消防庁防災課長
(公 印 省 略)

地震防災対策推進計画（東南海・南海地震）の作成状況調査について

平成16年10月1日付け消防災第197号で照会しました標記について、別添のとおり取りまとめました。

推進計画は、東南海・南海地震の防災対策の基本であり早急な作成が求められます。

また、民間事業者等に対して対策計画の作成を指導・助言する立場である市町村が推進計画を作成していない状態は適切ではありません。

つきましては、貴都府県においては、この調査結果を管内市町村に周知するとともに、推進計画を作成していない市町村に対し、できるだけ速やかに作成するよう指導願います。

併せて、公共建築物の耐震診断・改修状況リストの作成・公表についても早期に実施し、東南海・南海地震防災対策の更なる推進に取り組むようお願いします。

震災対策係

震災対策専門官 植田

事務官 森高

電話 03 - 5253 - 7525

FAX 03 - 5253 - 7535

E-mail moritaka-k@fdma.go.jp

地震防災対策推進計画（東南海・南海地震）の作成状況調査について

総務省消防庁防災課

1 調査の背景

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海法」という。）に基づき、平成15年12月地震防災対策を推進すべき地域（以下「推進地域」という。）が指定され、平成16年3月末に中央防災会議において基本計画が策定されたところである。

平成16年10月1日現在の推進計画策定状況及び関連する地震対策の進捗状況について、推進地域である21都府県629市町村に対し調査を行った。

2 地方公共団体の取り組み状況

（1）地域防災計画（震災対策編）の作成状況

市町村

n = 629

状況	市町村数	割合
「震災対策編」として独立項目を設置	510	81.1%
「火災」「風水害」等の災害と同列に扱い、「節」等に記載	110	17.5%
「その他災害」に含めて記載	1	0.1%
未作成	8	1.3%

（2）推進計画作成状況

都府県

1県協議中（大分県）を除き、全て作成済み。

市町村

n = 629

状況	市町村数	割合
作成済み	214	34.0%
未作成	415	66.0%
本年度中に作成予定	356	56.6%
本年度中の作成予定なし	59	9.4%

(3) 公共建築物の耐震化の状況の公表の有無

都府県

21都府県のうち、公表済みは2団体、公表予定は5団体、公表予定なしは14団体。

市町村

n = 629

状況	市町村数	割合
公表済み	20	3.2%
公表予定	182	28.9%
公表予定なし	427	67.9%

3 今後の消防庁の対応

推進地域において、地域防災計画の策定、特に独立した「震災対策編」の策定については、8割の市町村で作成している。しかしながら、市町村合併後、新たな地域防災計画そのものを作成していない市町村もあり、速やかな計画策定が必要である。

また、東南海・南海法に基づく推進計画を作成していない市町村は66%に達し、地域において最前線で防災対応する市町村の体制整備が遅れていることが判明した。

民間事業者などに対して、東南海・南海法に基づく対策計画を指導すべき立場にある市町村の推進計画の策定が遅れていることは、地域防災対策全般の低下につながるものである。

消防庁は、地域防災計画の作成・改定の指導・助言を行う立場にあり、これまでも東南海・南海地震対策を定めた推進計画の作成にあたり、「推進計画作成の手引き」の通知等を行ってきたが、再度、早急な作成の徹底を図っていくこととする。

一方、東南海・南海地震防災対策大綱において、地方公共団体が所有する施設の耐震診断・耐震改修状況リストの作成・公表を早期に行うものとされている。

こうしたリストの公表等に関して、推進地域内都府県をはじめとする地方公共団体に積極的な取り組みを期待したい。